

1. 件名：新型転換炉原型炉（ふげん）原子炉設置変更許可申請に係るヒアリング

2. 日時：令和5年9月14日（木）10時00分～11時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

栗崎企画調査官、真田安全審査官、上野管理官補佐、大島原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他1名

5. 要旨

○ 令和5年7月28日付けで申請のあった標記申請に関して、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、ふげんの核燃料物質が平和利用されることが担保される根拠として、使用済燃料の輸送、再処理等に係る原子力機構と国外原子力事業者の契約の概要等の説明があった。

○ 原子力規制庁は、ふげんの使用済燃料の輸送や再処理等に係る原子力機構と国外原子力事業者の契約の概要等について確認した。

6. 配付資料

資料1 新型転換炉原型炉ふげん使用済燃料の処分の方法に係る原子炉設置変更許可申請再処理により回収される核燃料物質の平和利用について